

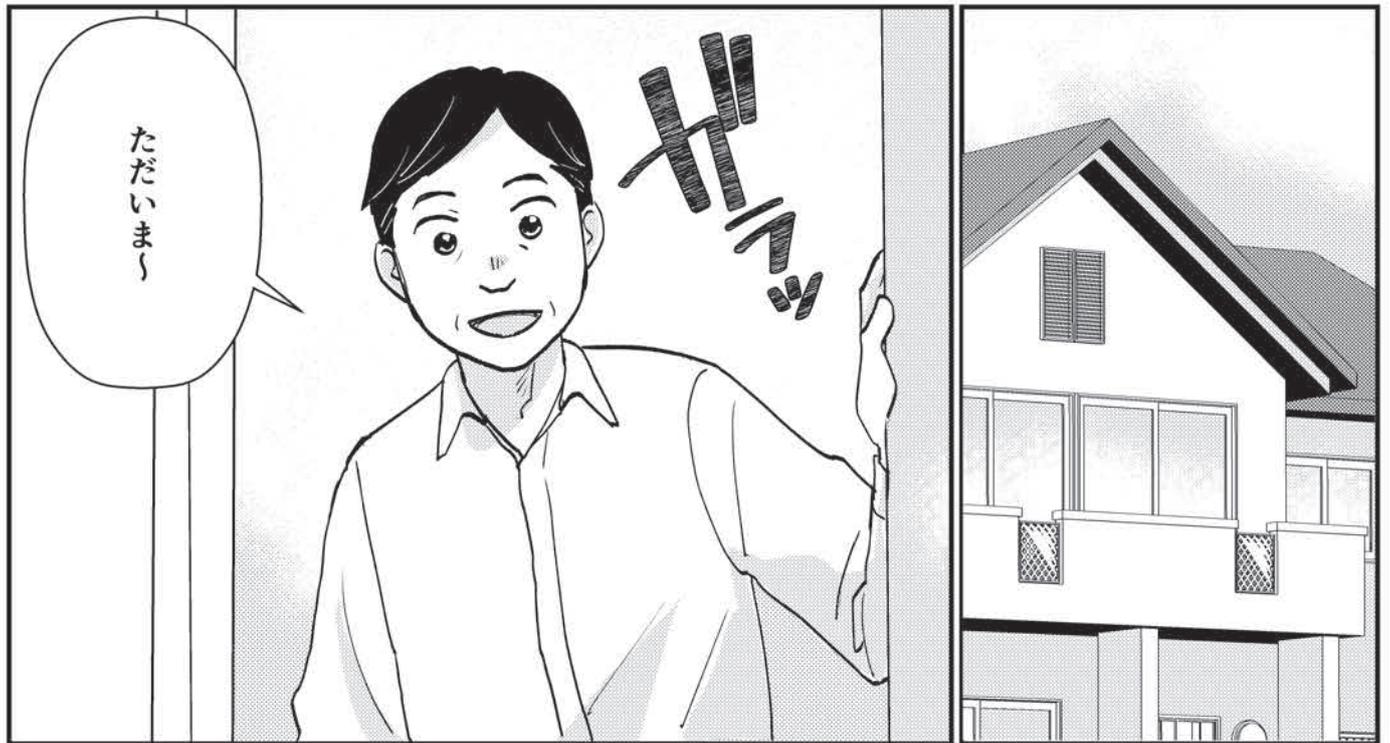
家族信託の「おやとこ」

マンガでわかる 家族信託

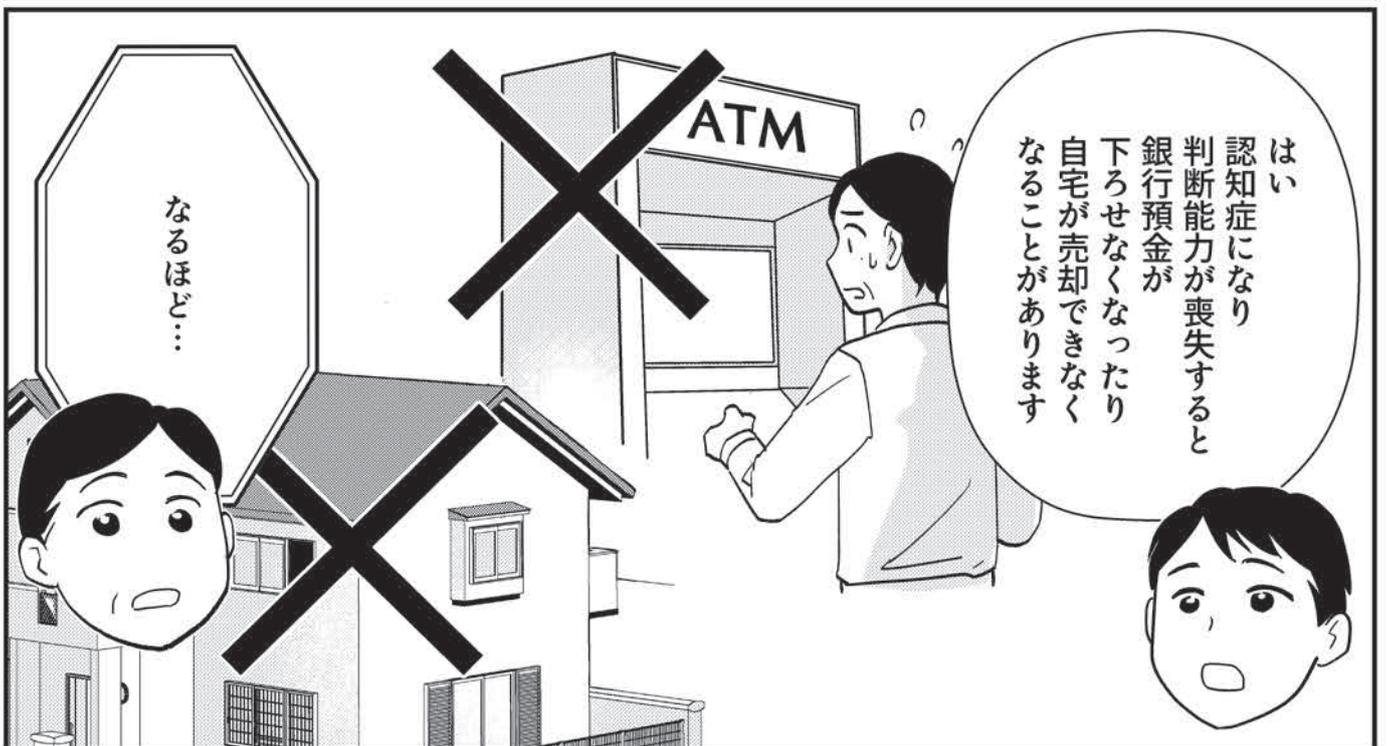
～認知症による資産凍結を防ぐ～



家族信託の進め方
成年後見制度との違いなどが
この1冊で詳しくわかる！









父の資産が凍結されるのを防ぎたいのですがなにか方法はありませんか？

①成年後見制度
②家族信託

認知症による資産凍結を防ぐにはこの2つがあります

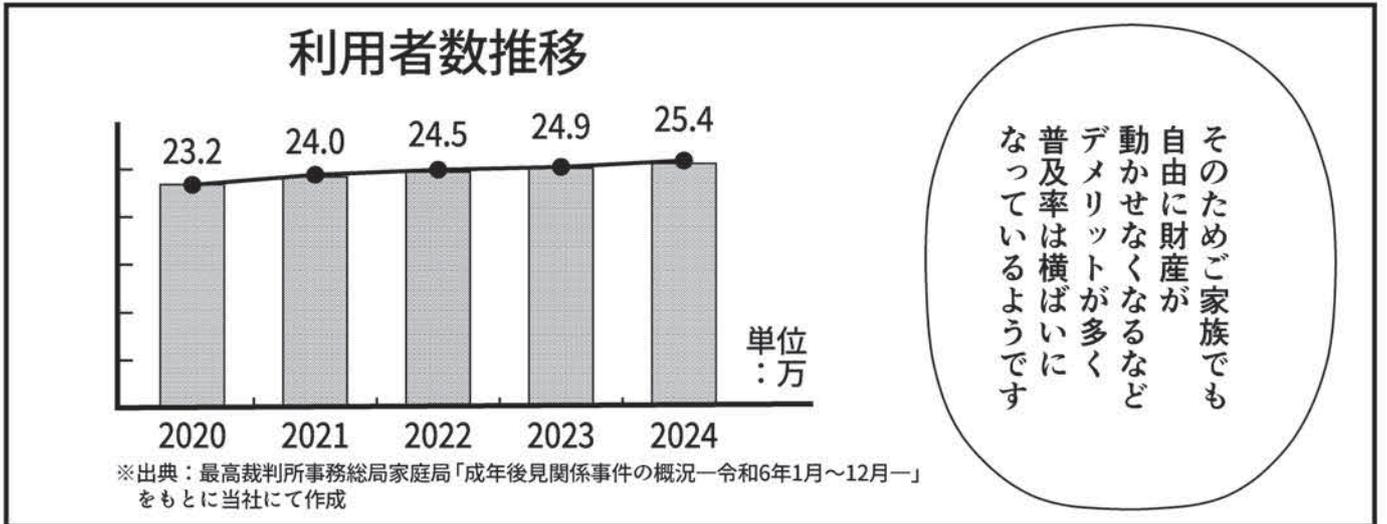
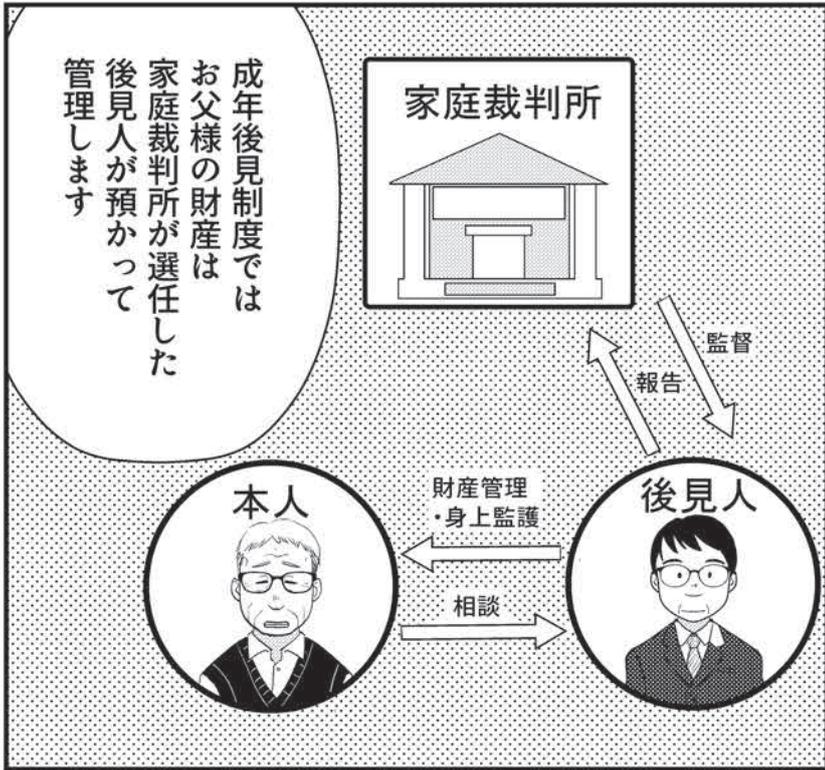
後見人

裁判所

成年後見制度は意思能力がなくなってしまう人の財産管理を家庭裁判所が選任した後見人が行う制度です

20年以上前に国が作った制度ですが実はあまり普及は進んでいません

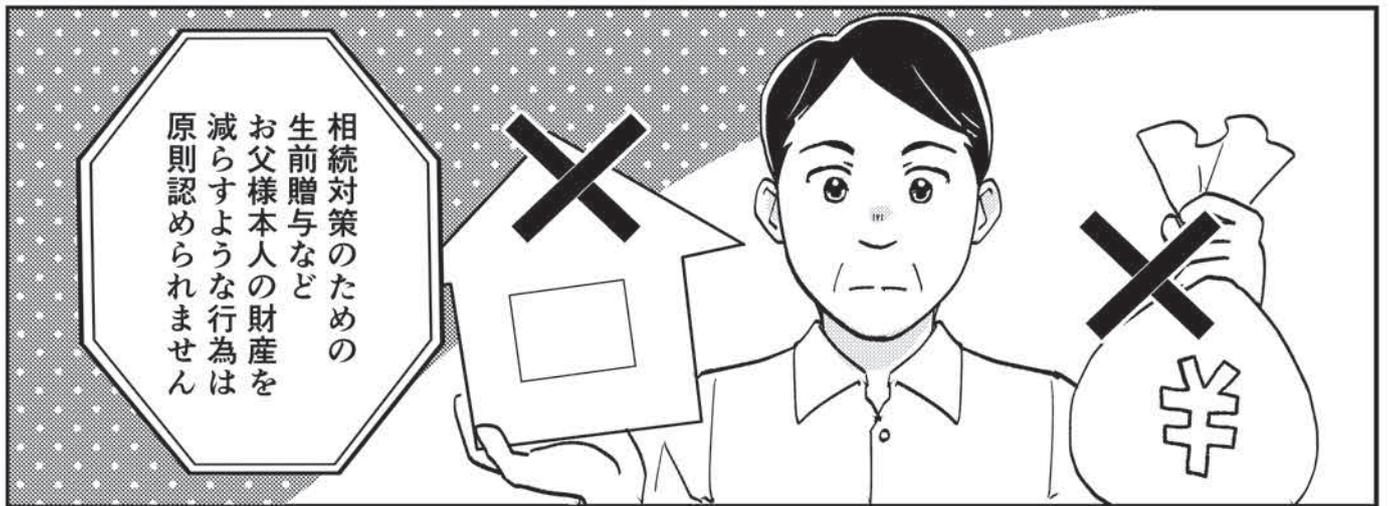
え、国が作った制度なのに利用されていないんですか？





例えば
お孫さんへの
入学祝いの購入や

成年後見制度は
お父さん本人の
財産を保全する
ための制度です



相続対策のための
生前贈与など
お父様本人の財産を
減らすような行為は
原則認められません



また
後見人を誰にするかは
家族が自由に
決められません

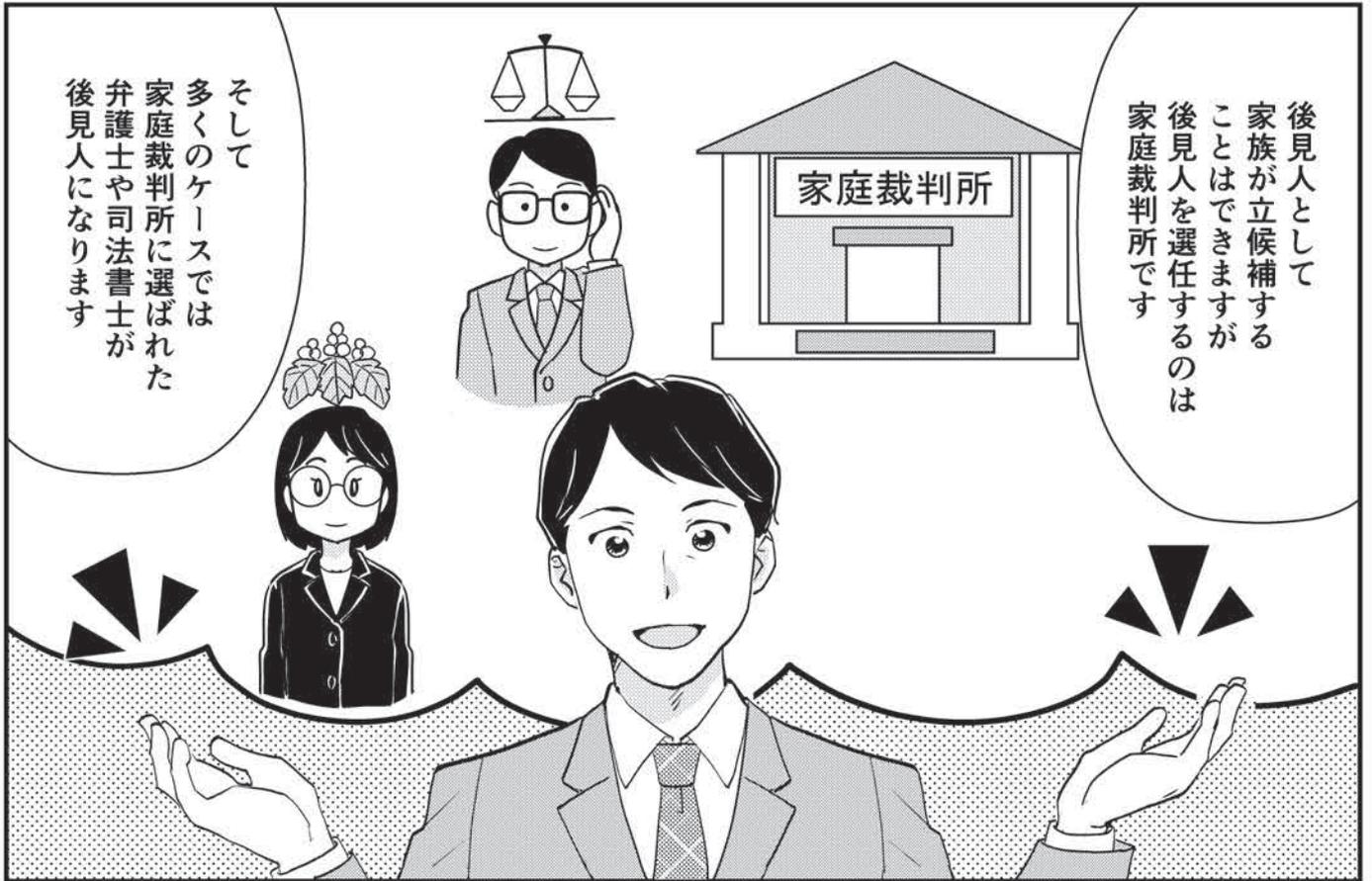


かなり厳しい
んですね…

はい…

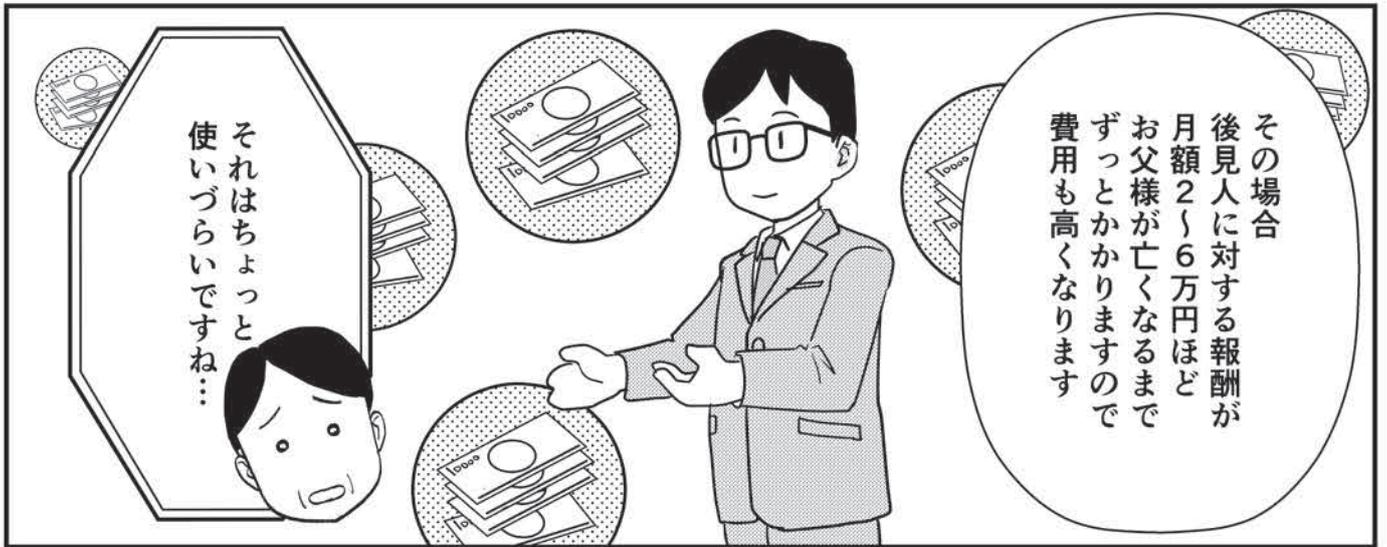


そんなに重要な
役割なのに
私たちが後見人を
選べないんですか？



後見人として
家族が立候補する
ことはできませんが
後見人を選任するのは
家庭裁判所です

そして
多くのケースでは
家庭裁判所に選ばれた
弁護士や司法書士が
後見人になります



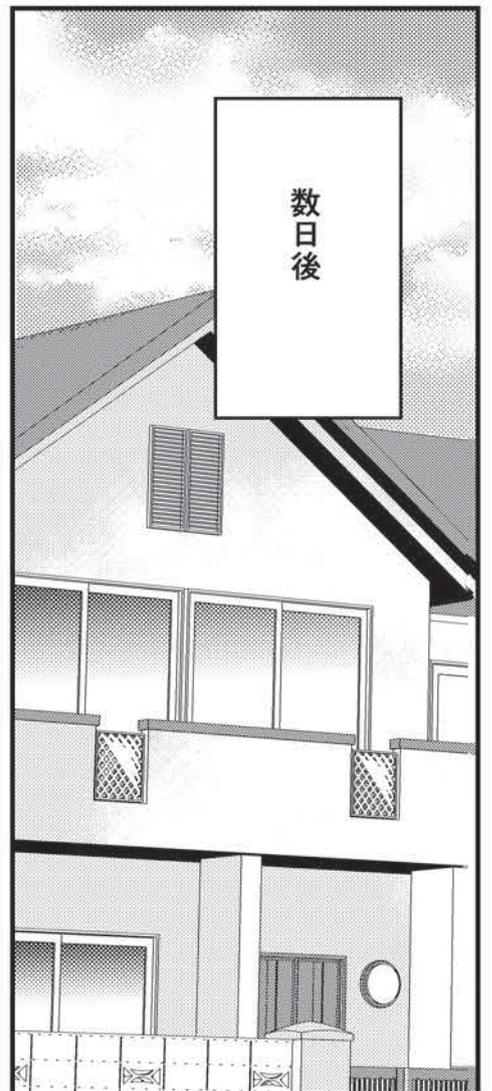
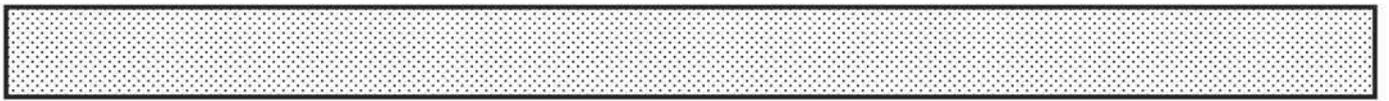
その場合
後見人に対する報酬が
月額2〜6万円ほど
お父様が亡くなるまで
ずっとかかりますので
費用も高くなります

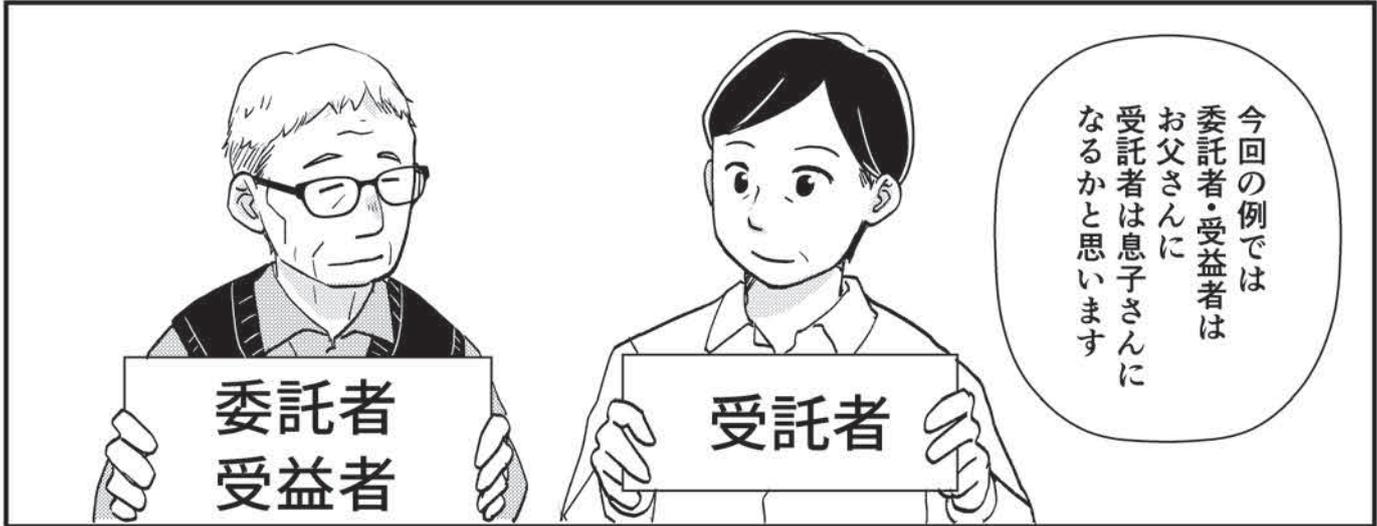
それはちょっと
使いづらいですね…

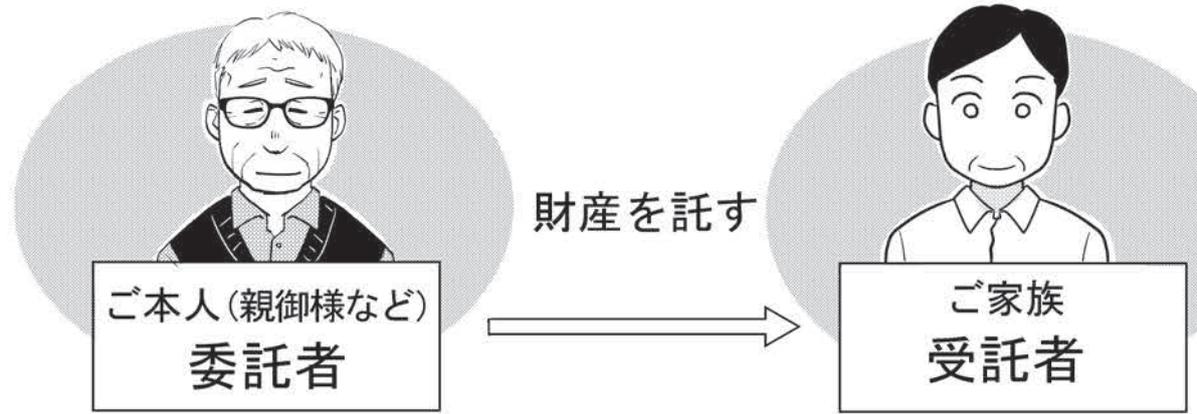
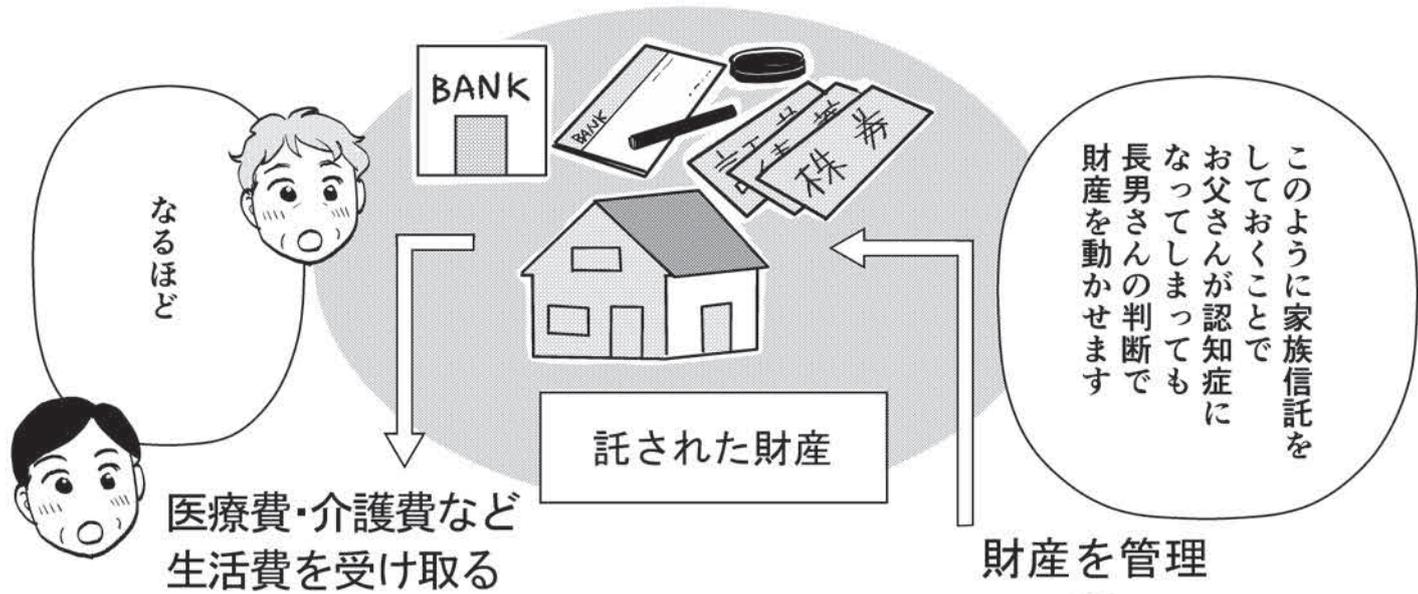


もう一つの
家族信託は
どんな制度
なのでしょう？









まずは家族信託の
基本事項を検討します



- ①お父様の財産の確認
- ②どの財産を家族信託するか
- ③受託者は誰にするか



次に
お父様が将来
お亡くなりになる際には
誰にいくらの財産を
相続させるかなど
未来の相続に向けた準備も
1つ1つ決めていきます

ご家族にとって
お金の管理や
相続について
話し合う貴重な
機会です

この先の
将来も含めて
不安が残らないよう
私がサポート
しますので
一緒に考えて
いきましょう

お父さんには
どう説明したら
いいかしら…



ホッ

お父様にも私から
しっかりご説明して
家族全員が
納得した形で
家族信託をできるよう
サポートしますので
ご安心ください!



ありがとうございます
では、家族信託について
どんな内容にするべきか
考えていきましょうか



それは心強いです
ね
家族の将来を考える
良いきっかけに
なりそうですし
大きな不安が
1つ解消されそう

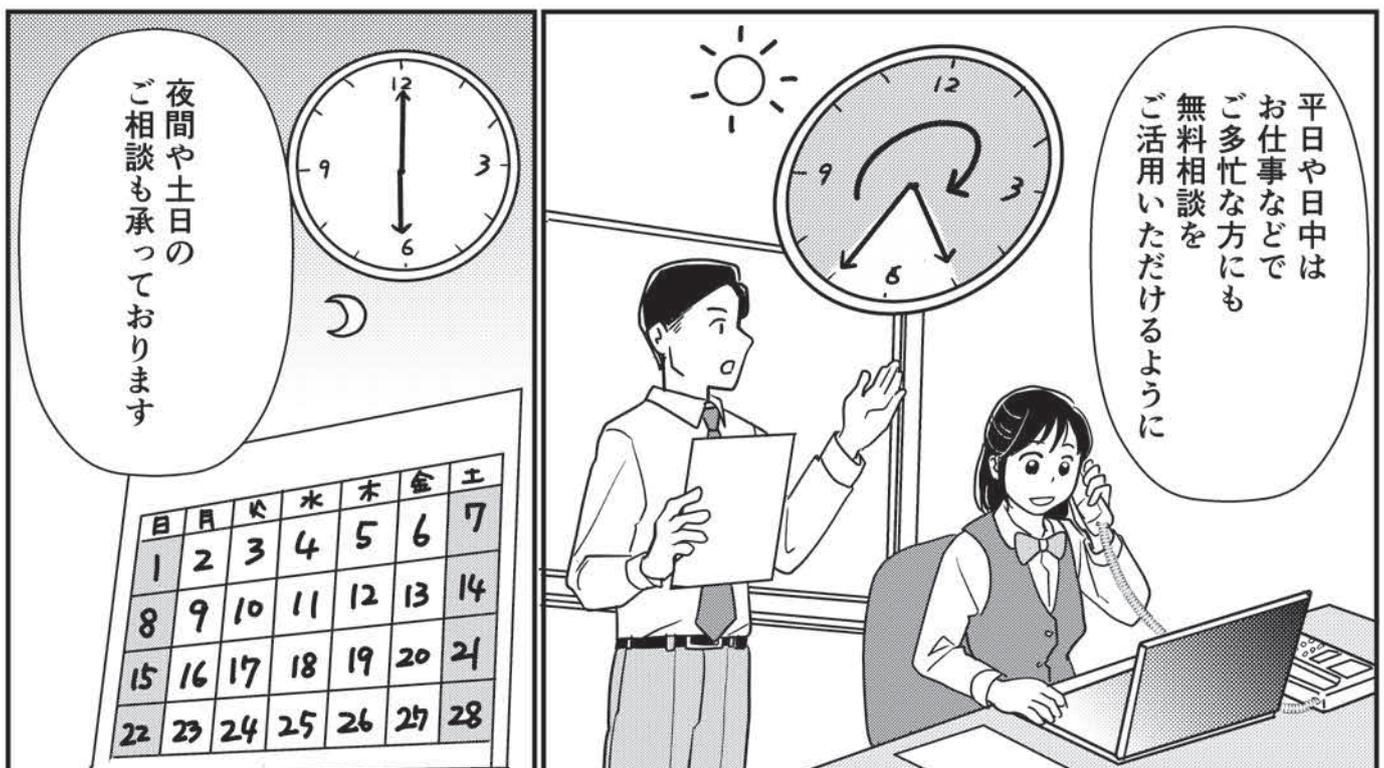
家族信託1問1答

～本編ではご説明できなかった疑問にお答えします～

Q：家族信託の相談は無料ですか？



Q：土日や夜間の相談も可能ですか？



Q：全国どこでも対応可能ですか？



Q：費用はいくらですか？



※信託する財産が3,000万円の場合33万円～
※登記は司法書士が対応します

Q：家族信託はいつ始めるべきでしょうか？

70歳～

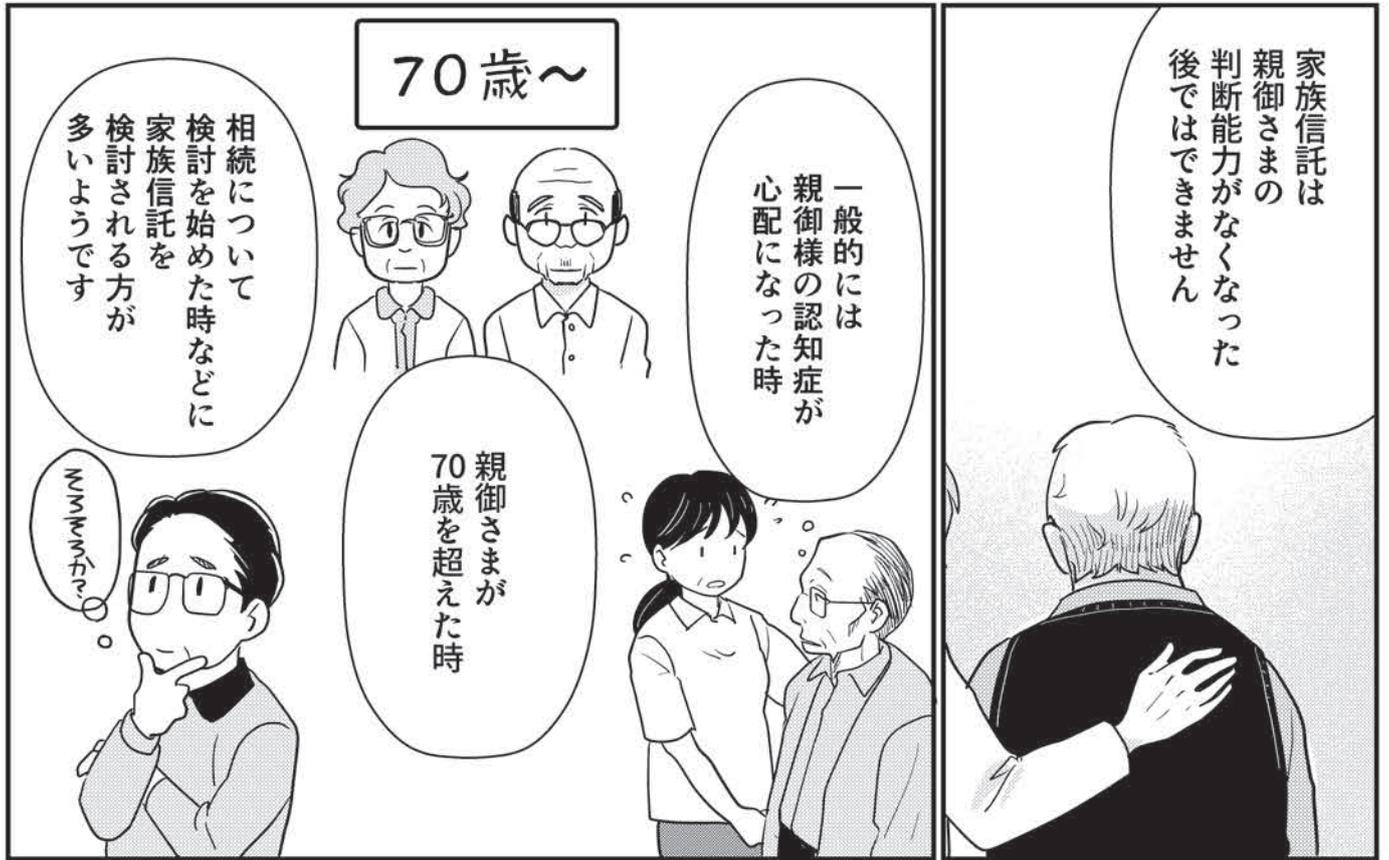
一般的には親御様の認知症が心配になった時

家族信託は親御さまの判断能力がなくなった後ではできません

相続について検討を始めた時などに家族信託を検討される方が多いようです

親御さまが70歳を超えた時

mmmhmmhmm

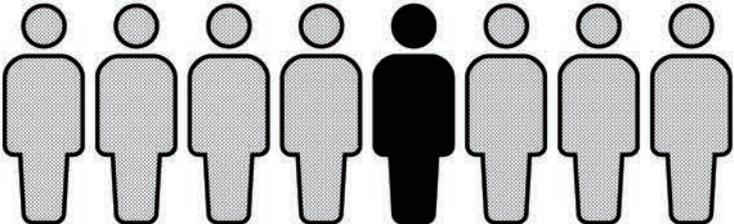


Q：認知症になるリスクってどれくらいですか？

現代では認知症は誰もが関わる可能性のある身近なリスクとして知られています

厚生労働省によると2022年時点で65歳以上の高齢者の約8人に1人が認知症であると推計されており

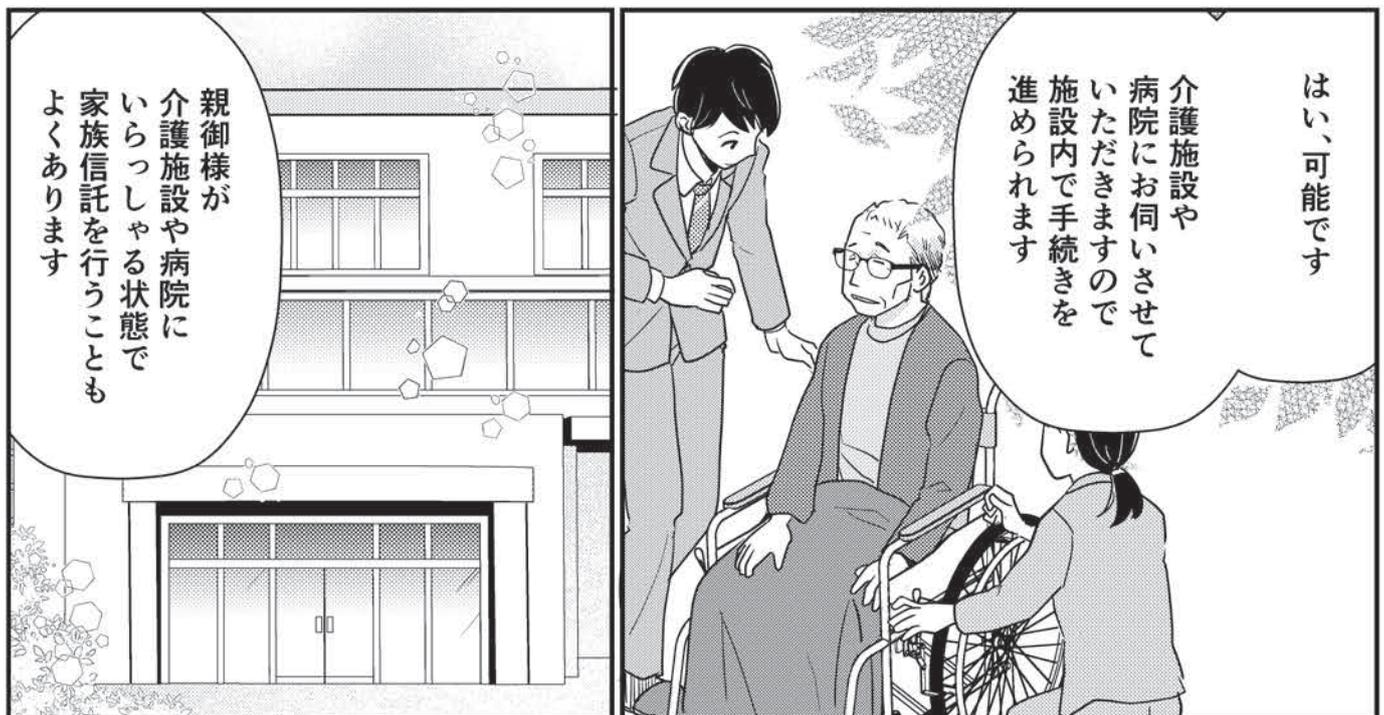
認知症により判断能力が喪失すると家族信託はできないため早めの認知症対策が必要です



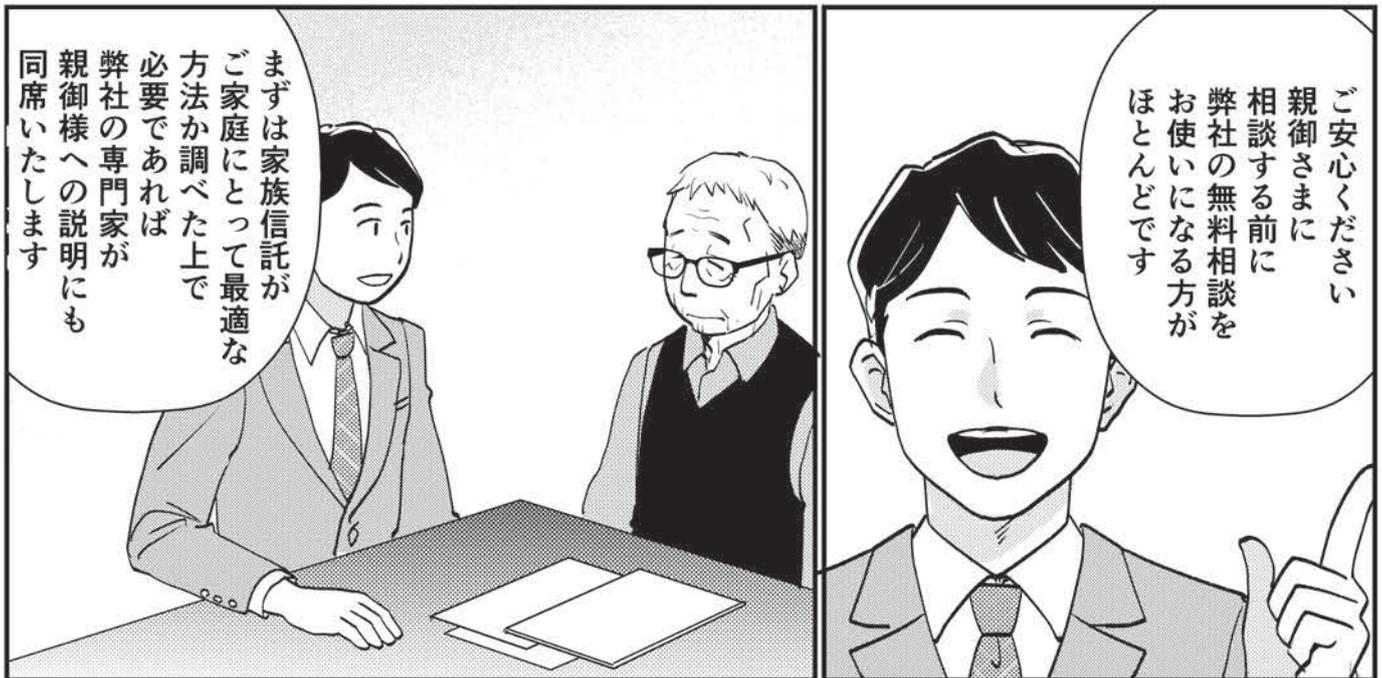
Q：親の物忘れが増えてきて心配です。
今の状況でも家族信託はできますか？



Q：親が介護施設(病院)から出られないのですが
家族信託は可能ですか？



Q：親に家族信託や認知症について
なかなか話を切り出せないのですが…



Q：財産管理を託せる人(受託者)がいません



Q:「おやとこ」は他社と何が違うのですか？

家族信託の「おやとこ」

「おやとこ」は
家族信託の契約件数
No.1の実績※1
があります。

私たちは
家族信託の普及が始まった
2016年頃から
家族信託のサポートを
始めるなど
業界内でもいち早く
家族信託に
取り組んできました

専門家がお客様さまに
丁寧寄り添った
サポートを行っており

サービス
満足度
96%

※2
サービス満足度96%
という高い評価を
いただいております

さらにスマホで
簡単・便利に
信託財産の管理ができる
家族信託専用のアプリ
も提供しております

※1 2023年11月期調査(同年10月15日～11月11日実施)に続き3年連続 調査機関:日本マーケティングリサーチ機構 20

※2 2023年8月弊社顧客調査

家族信託の「おやとこ」